

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B県C市所在の同社C営業所において〇集荷スタッフとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、軽自動車を運転して検体集荷中、同市内の国道上において後続の普通自動車に追突された（以下「本件事故」という。）。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し「頸椎捻挫、背部痛、背部打撲傷」と診断され、同年〇月〇日、E整形外科に転医し「頸椎捻挫、背部打撲傷」と診断され、以後、F医療センター、G医院、H整骨院に転医し、同様の傷病名で療養を継続したが、同年〇月〇日、I医療センターに転医し、「頸椎捻挫、左胸郭出口症候群、脳脊髄液漏出症」の傷病名で療養を継続し、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件事故による傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日以降については不支給としたことから、請求人は、この処分を不服として審査請求を経て再審査請求を行っている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1・2級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害において検討すべきものは、請求人の自訴や本件に係る医師の見解から、頸部痛、腰背部痛、左肩関節痛及び機能障害、視覚障害及び頭痛、めまい、耳鳴等であると認められる。

(2) 頸部痛・頭痛及び腰背部痛について

これらの後遺障害については、当審査会としても、決定書第2の2(2)エ及びオに説示するごとく、それぞれ第1・2級の1・2及び第1・4級の9に該当すると判断する。

(3) 左肩関節痛及び機能障害と視覚障害等について

これらの後遺障害については、当審査会としても、決定書第2の2(2)カ及びキに説示するごとく、それぞれ、障害等級に該当する程度の障害は認められない、若しくは障害等級とは認められないと判断する。

(4) 頭痛、めまい、耳鳴等について

請求人らは、上記症状を脳脊髄液漏出症に起因するとし、それによる後遺障害の程度は「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」（障害等級第9級の7の2号）に該当すると主張している。

この点、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、CTミエログラフィーにおいて、第9胸椎～第3腰椎間に腰部穿刺部位と連続しない硬膜外への造影剤漏出が認められ、これは、脳せき髄液漏出の『確実』所見に該当する、また、脳槽シンチグラフィーにおいて、腰椎レベル左側に神経根に沿ったRI漏出が認められ、これは、脳せき髄液漏出の『陽性』所見に該当することから、請求人は脳脊髄液漏出症を発症している旨述べている。この点、当審査会において、上記画像所見について改めて読影したところ、画像診断上、脳脊髄液漏出症として矛盾しないと判断された。本件事故と脳脊髄液漏出症発症との関連については、それを否定する根拠もないことから、J医師の意見は妥当であり、請求人は本件事故により脳脊髄液漏出症を発症したものと判断する。

請求人の脳脊髄液漏出症の経過についてみると、J医師は、平成〇年〇月〇日付け自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書において、脳脊髄液漏出は画像診断上、平成〇年〇月に正常化した旨述べている。

したがって、当審査会としては、請求人の脳脊髄液漏出は平成〇年〇月に正常化しており、脳脊髄液漏出症の画像診断基準を満たしていないことに鑑み、請求人の頭痛等の神経症状が脳脊髄液漏出症による障害であると認めることは出来ないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応する障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。